

平成29年4月から

# 新しい総合事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)が始まります

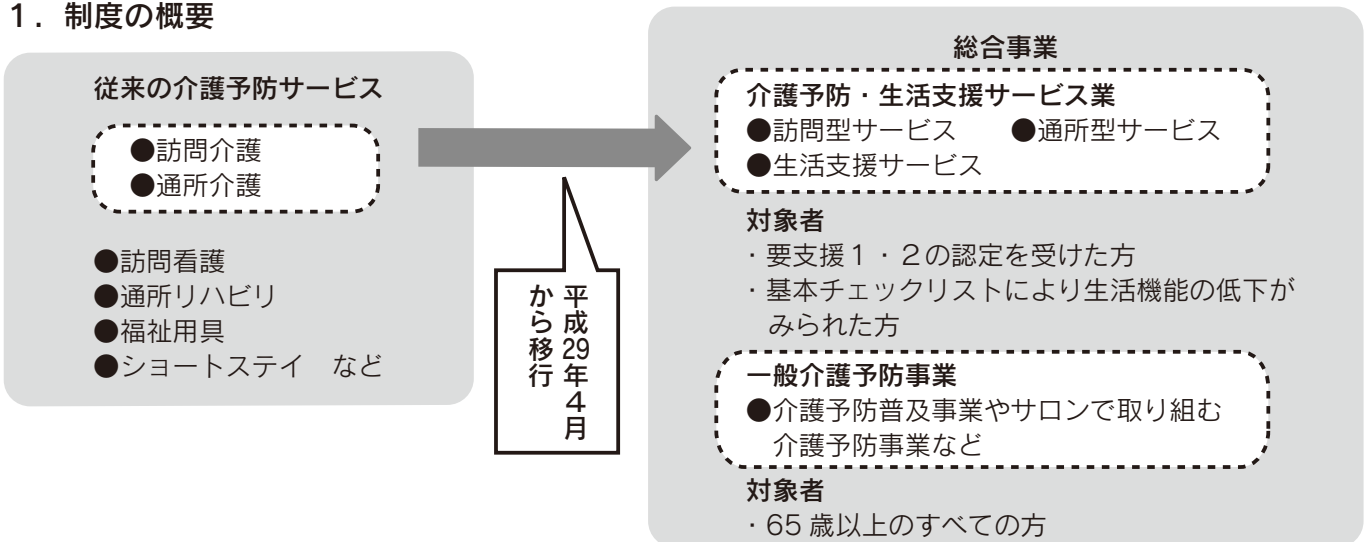
介護予防・日常生活支援総合事業(以下：総合事業)は、65歳以上のすべての方を対象に、介護保険制度の地域支援事業として実施するものです。

高齢者の皆さんの介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、要支援1・2の認定を受けた方や基本チェックリストにより該当者となった方が利用できる『介護予防・日常生活支援サービス事業』と65歳以上のすべての方が利用できる『一般介護予防事業』があります。

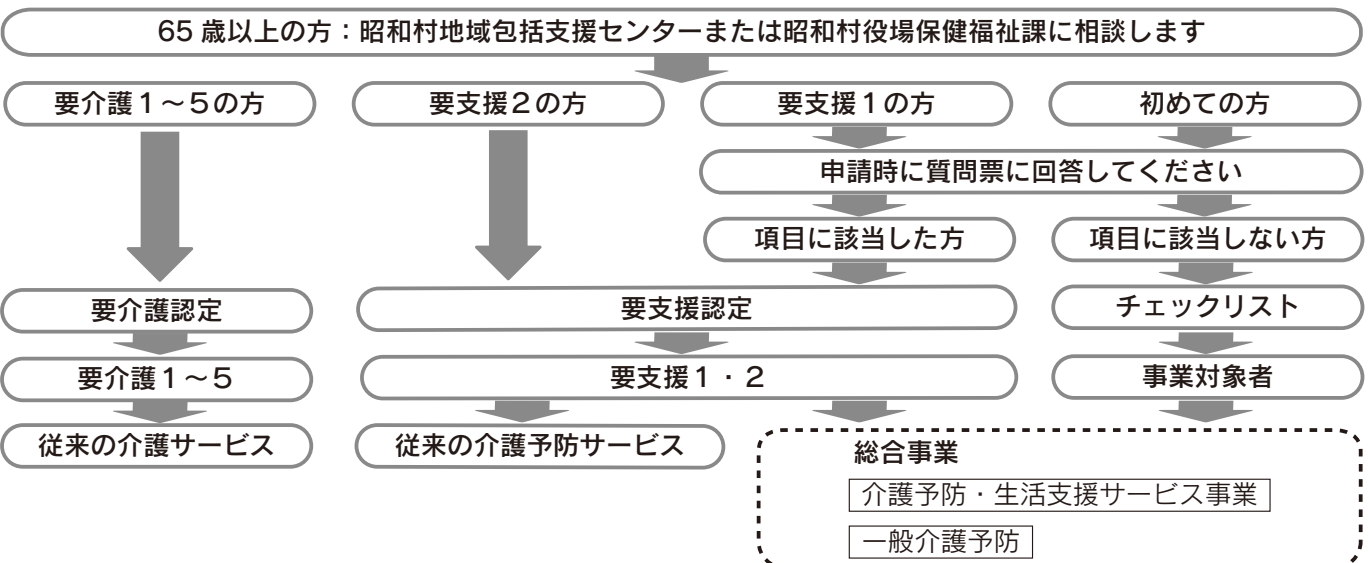
また、これまで要支援1・2の認定を受けて利用していた介護予防サービスの一部(介護予防訪問介護及び介護予防通所介護)は介護予防・日常生活支援サービス事業に移行します。

なお、介護予防・生活支援サービス事業のみ利用する場合は、基本チェックリストという簡単な調査(※25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないか確認するもの)で、サービスが利用できます。

## 1. 制度の概要



## 2. 介護予防・日常生活支援総合事業利用手続きの流れ



【問い合わせ】 昭和村地域包括支援センター・昭和村役場保健福祉課福祉係 ☎0278-24-5111

# 水道料金のお支払い、忘れていませんか？

安全な水を各家庭に送り続けるためには、施設の維持管理や更新などを行う必要があります。これらの費用には水道料金を充てており、料金の未納があると事業の運営に支障が出ます。しかし近年、水道料金の未納者が増加し深刻な問題になっています。

水道料金は、水道を利用するすべての方に公平に負担していただくものです。料金未納は、徴収にかかる経費が発生するなど、正しく納めていただいているお客様すべてに多大な迷惑をかけることとなります。村としては、不公平が生じないように未納者からの料金徴収を強化しなければなりません。そこで、水道料金の未納者への対策についてお知らせします。

水道料金は使用量に応じて2カ月毎に請求しています。水道料金の納入期限内の支払いに皆様のご理解とご協力をお願いします。

## 水道料金の未納対策

村では、納入期限までに支払いが出来なかった場合、下図の手順で支払いを未納者に促していきます。

書面や訪問による支払いの督促に応じない場合、**最終的には給水を停止することになります**が、公平を期するためにやむを得ない措置であることをご理解願います。

※給水停止措置後は未納料金全額をお支払いいただかなければ、基本的に給水を再開することはできません。また、給水停止により何らかの損害が生じても村は一切の責任を負いません。

## ～ご相談ください～

「未納額が多額でどのように納めていけばよいか分からない。」など、納付や料金についてお悩みがありましたらご相談ください。

相談窓口 昭和村役場 建設課 上下水道係 ☎0278-24-5111

## 給水停止までの事務

